

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 7 月 11 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 3 - 2

札幌市厚別区市民部総務企画課庶務係（電話 011-895-2419）

メールアドレス atsu.shomu@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

厚別区役所等駐車場整理業務

(2) 調達案件の仕様、履行場所等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

(4) 入札方法

総価で行う。また、入札書にはその内訳として「(1) 令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日業務分（固定分）」、「(2) 令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日業務分（厚別区民センターの夜間延長に伴う変動分）」、「(3) 令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日業務分」それぞれの月額（(2)は日額）を記載すること。なお、月数（日数）については、(1)を 9 か月、(2)を 133 日、(3)を 3 か月とする。

また、落札決定に当たっては、入札書の内訳に記載されたそれぞれの月額（(2)は日額）に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、(1)及び(3)は月額契約、(2)は日額契約とする。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「警備業」に登録されており、かつ等級区分が「A又はB」に該当する者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入

札参加を希望していないこと。

- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 札幌市内に本店又は支店等を有し、かつ、当該事業所において、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 警備業法第2条第1項第1号に定める警備業務の遂行に必要な資格を現に有していること。

イ 社会保険適用事業所で、かつ、当該事業所において、警備業務に従事する労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に定める者）を、社会保険加入義務のある雇用条件により現に5人以上雇用していること。

- (8) 本件業務の遂行に関する賠償責任保険に加入していること。

- (9) 本市又は他の官公庁における駐車場整理業務の履行実績（ただし、臨時的業務（履行期間がおおむね6ヶ月未満のもの）を除く）を有すること。

- (10) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)から(9)に定める資格について、次のとおり取扱う。

ア (7)のイに掲げる要件について、社会保険適用事業所にあつては、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとし、人員にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）に係る人員の合計値とすることができる。

イ (8)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができる。

ウ (9)に掲げる要件については、当該組合と組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）に係る契約実績の合計値とすることができる。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ。また、契約条項及び入札説明書は札幌市厚別区役所のホームページからダウンロードできる。

- (2) 入札書の受領期限

令和 6 年 7 月 31 日(水)17 時 15 分

送付による場合は必着

- (3) 開札の日時及び場所

令和 6 年 8 月 1 日(木) 9 時 30 分

開札場所は札幌市厚別区役所 2 階会議室 A（札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 3－2）

- (4) 入札書の提出方法

送付又は持参によること（電送による提出は認めない。）。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金

免除する。

- (2) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

6 落札者の決定

- (1) 最低制限価格の設定

有り。

- (2) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査する（事後審査方式）。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

7 契約締結

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の一年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

8 その他

詳細は入札説明書による。